

平和憲法を考える

ゲスト：常岡（乗本）せつ子
（フェリス女学院大学）

聴き手：高原 孝生・孫 占坤
（PRIME 所員）（PRIME 所員）

9条は国際社会全体の「公共財」です

孫 まず、きょうは、年末という大変お忙しいなか、来ていただきましてありがとうございます。つい数日前に総理大臣の靖国神社参拝があったりして、この一年間、集団的自衛権のことをはじめ、憲法改正をめぐる議論が非常に高まって、目まぐるしい一年間だったという印象を受けます。きょうは、まず、憲法をめぐるこの一年間の状況について、先生の感想を聞かせていただければ幸いです。

常岡 いま、孫先生からご指摘があったように、昨年4月に自民党が憲法改正草案を発表しました。安倍政権が一番したいことは、9条の明文改正だと思います。しかし96条の先行改正を安部首相が打ちだしたときに、予想以上に不評だったことから、方針を変更して、まずは解釈改憲をやってしまおうということになっているのだと思います。つまり既成事実を作った上で憲法改正へ持って行こうという道筋を考えているのです。集団的自衛権の行使をできるようにすることが、なぜ必要なのかというと、アメリカが始めた戦争で、アメリカと一緒に戦うことで、アメリカに

「貸し」をつくっておいて、万一日本が他国から軍事攻撃を受けた時にはアメリカに助けをもらいたいと考えているのだと思います。安倍首相も、アメリカとの軍事同盟関係を防衛の基軸であると言っています。集団的自衛権行使の根拠法となる国家安全保障基本法の制定がおそらく来年には出てくると思います。12月8日に終わった第185国会で、矢継ぎ早やに9条の解釈改憲に通じる立法や閣議決定が行われました。具体的には、11月15日には、海外での邦人の陸上輸送を可能にした自衛隊法の改正、11月27日には国家安全保障に関する官邸の機能を強化した国家安全保障会議設置法の制定、12月に入ってから、6日に、国民の知る権利の自由を抑圧して、軍事情報の機密の保護体制を強化した特定秘密保護法の制定、そして17日には3つの閣議決定を行っています。1つ目が国家安全保障戦略、2つ目が、新防衛計画の大綱、そして3つ目が中期防衛力整備計画です。1つ目の国家安全保障戦略の中で武器輸出三原則の緩和を打ち出していましたが、早速23日には南スーダンでPKO活動に参加していた韓国の軍隊に、自衛隊の銃弾を、国連経由で譲渡することを決めて、これを即実施したということがありました。ここで注意しておかなければならないことは、集



常岡先生

团的自衛権の行使が今回初めて問題になっているかのように言われることがあります。そうではないことです。そもそも日米安保条約で日本に米軍基地を置いてきたこと自体が、集团的自衛権の行使と言えます。なぜなら、アメリカが、日本に基地を置いてきたことの目的は、日本の防衛と米軍が展開する東アジアにおける「平和」と「安全」の維持にあったからです。アメリカは自衛を口実に第二次世界大戦後200回を超える軍事行動をとってきましたが、そもそも国連憲章の51条は非常に限定された形で自衛権の行使を認めています。

高原 許されるための客観的条件や、武力行使した後の安保理への報告義務など、本来は、とても限定されています。

常岡 そうなのです。国家間の紛争が、集団安全保障体制の中で、平和的な手段をつくしても解決しなかった場合に、侵略した国に対して加盟国が協力して国連憲章42条で定められた制裁戦争を行うことができるようになっていきます。それを決めるのが国連の安全保障理事会です。ただし安全保障理事会の常任理事国は拒否権を持っていますから、なかなか一致できるとも限りませんし、時間もかかります。その間攻められればなしではいけないから、制裁戦争が行われるまでのつなぎとして、非常に限定された形で、51条で自衛権を認め

ているわけです。そういうところからしますと、アメリカ軍がこれまでアフガニスタンやイラクなどにしてきた軍事攻撃が、果たして自衛権の行使といえるのかということ、非常に疑問だと思います。しかしながら、おそらく安倍政権が考えていることは、どんな戦争であっても、アメリカがやる戦争には無条件にくっついて行って、一緒に戦闘行為を行うことだと思います。先ほど駐留米軍そのものが、すでに集团的自衛権の行使に当たるのではないかと申しましたが、さらに1997年のガイドラインの見直しつまり「安保の再定義」で、日本がアメリカ軍の「後方支援」というものを行うことができるようになりました。この「後方支援」の英語の原語は logistics というもので、これは本来であったならば兵站と訳さなければならぬ言葉だったのです。けれども、外務省がおそらく日本国民に対してその実態を知らせないという意図の下で、あえて「後方支援」と訳したわけです。

孫 兵站というのは非常に響きが違う。

常岡 違いますね。

高原 軍事用語ですよ。

常岡 そうです。兵站というのは軍事物質の調達、貯蔵、輸送、宿営、兵士への食料の供給、戦車や軍用機の整備、あるいは兵隊の護送といったような業務を指す、まさに軍事の一部門です。

高原 日本語に直すときに意図的に操作するというのは、外務省の常套手段です。

常岡 はい、湾岸戦争の時の Allied Forces も「同盟軍」とは訳さずに「多国籍軍」と訳していました。日本国民が抵抗感を持つことがないように形で訳していたのです。ですので、私はよく学生に、日本だけの新聞とか、政府からの情報だけを見ても、ものごとの本当の姿が見えないから、積極的に外国の新聞や雑誌を読んでみたらいいですよと言っています。もとの言葉がどのように訳されているのかということをもひとつとってみても、

日本の国民に伝わっていないことがたくさんあるのですから。

高原 実際そのために学生は大学で英語を勉強しなくてはいけないわけです。

常岡 おっしゃるとおりです。「後方支援」を行うと、アメリカ軍の攻撃を受けている側から見れば、日本の軍隊が、アメリカ軍の戦闘行動と一体になっていると見られます。これが国際社会の常識だと思います。しかし、これまでは米軍と一緒に戦闘行動だけは行えないとしてきました。この一線だけは日本政府としても守ってきたわけですね。憲法9条がある中で、さすがにそこまではできないというのがこれまでの政府の公式的な見解だったわけです。そのため戦後68年余り、戦争で一人も殺されず、一人も殺さずやってくることができました。しかし、今回の集団的自衛権をめぐる議論は、その一線を乗り越えようとしているのです。自民党の憲法改正草案では、国防軍が創設され、個別的・集団的自衛権の行使が自由に行えるとなっているわけですが、それと同じことを解釈改憲によって実現しようとしているのが今の安倍政権です。しかも先ほどお話した第185国会で制定された法律や閣議決定が、決して国民の意思に基づいて行われていたわけではないというところも問題ではないかと思えます。1票の格差が法の下での平等に反して違憲または違憲状態にあるとする最高裁判決が相次いでいるわけですが、これが意味していることは、国会が決して国民の声を正確に代弁しているわけではないということです。そして同様に、国会を基盤として構成されている内閣も国民の意思を代弁するものではないということになります。国民の意思を反映していない違憲の法律の制定や閣議決定が行われているということは、国民主権の観点からも問題があると思えます。このままいきますと、今後、内閣法制局から正式な解釈変更が出てくる可能性もあると思われれます。このようにあくまでもアメリカの

気に入るようにやっていきたいという思惑が安倍政権にあるわけです。しかし、大きな誤算が一昨日の靖国神社の参拝でありました。首相の靖国参拝は憲法の定める政教分離原則に反する行為ですが、もう一つ尖閣諸島や竹島の領有権問題を巡ってぎくしゃくしている中で、敢えて靖国神社を参拝したということは、首相の政治責任が問われる行為です。当然予測されたことですが、中国・韓国から反発が出ました。しかし、アメリカから「失望した」と言われたということは、安倍政権にとっては誤算だったと思えます。しかし今後、既成事実が積み上がった後で、憲法の明文改正へと進んでいくという筋道は今後も変わらないと思われれます。そうした意味で、私たち国民はまさに大きな岐路に立たされていると言えないかと思えます。日本人の特性としてよく言われるのは、一旦物事が決まってしまうと敢えて反対の意を唱えないとか、長いものには巻かれろ式の考え方が強いということですが、私たちは例え少数であったとしても声を上げ続けることが必要なのではないかと思えます。

高原 いまの自衛隊の進んでいる方向をみると、やっぱり中国と事を構えることが前提になっています。少なくとも理屈の上ではそれを前提として、島嶼防衛などと言って、陸上自衛隊までをも増強しようとしていますよね。そのことと、中国と安定的な関係を作りたいアメリカの戦争に加わって戦うというのは、実は一緒のことではなくて、根本的に矛盾するんじゃないか。いまの、アメリカの反発が誤算だったということとも重なると思うんですけども、そのへんはどうですか。その、統一した戦略というのか、しっかりした方向性が安倍さんの方にあるのでしょうか。

常岡 おそらく、ここまで強行に、安倍首相が自分の想いを通してしているのは、中国と軍事的な紛争に発展するかもしれないが、そのときには、アメリカは助けてくれるはずだと思っているというこ

とはあると思います。

高原 それは大誤算の可能性があるわけですよね。

常岡 はい、仮に日本が中国と戦争になっても、アメリカ軍が助けてくれると思うのは、楽観的過ぎます。たかが無人島を守るために、アメリカの若者たちに血を流させようということにはならないと思います。アメリカとどこかの国との戦争に日本が関わっていくという可能性としては、おそらく北朝鮮のことが念頭にあると思います。北朝鮮の方からミサイルが発射されれば、いまやアメリカ本土まで到達できるだけの能力をもってきています。

高原 なんかアラスカあたりまでとどくみたいな。

常岡 そうですね。

高原 アメリカは北朝鮮の脅威を言うわけですね。なるほど。

常岡 そのときには日本もアメリカと一緒に戦争を、憲法の制約を受けることなくやりたいということなのですね。湾岸戦争のとき、自衛隊を出せとブッシュ大統領に言われて日本政府としては出したかったのだけれど、結局憲法上の制約があったために出せなかったということが、非常に大きなトラウマになって、それがいまの憲法改正論につながっているとされています。

高原 いや、あれは非常におかしな話なんです。

常岡 ええ、おかしな話ですね。

高原 トラウマになるってということ自体が、ある種のこちら側のシンδροームを、示しているとぼくは思いますね。感謝の意を表明してもらえなかったということ自体は第一の問題ではないはずです。感謝してもらうためにやっているわけではなく、やるべきこと、正しいことをやっているはずなので、それで堂々としていけばいいわけですよ。それに、あの時に自分たちは恥をかけたと言いつてている人たちの言うほどに日本が

貶められたというのは、僕は現実の認識として間違ってるんじゃないかと思います。何か、ためにする議論ではないかと。

常岡 私も全く同じ認識をもっています。ちょうど私は、1990年から1991年にかけてボストンにいました。ボストン・カレッジロースクールの客員研究員をしていたのですが、そのときに、「極東アジアの法制度」という授業を担当している教授から一緒に co-teach しないかと誘われました。日本の憲法について授業をしてほしいということで、それはちょうど湾岸危機の頃でした。

高原 90年の夏から秋。

常岡 90年の、10月頃ですね。自衛隊を派遣しないことに対する批判が、アメリカのマスコミ中心に高まっていた時期でしたので、9条の問題を取り上げないわけにはいかないだろうと思いました。まず初めに、アメリカの学生たちに9条の英訳そのものを見てもらいました。9条自体にどういうことが書かれているのかアメリカの学生が知らないのは当然のことです。

高原 まあみなさんご存知ないというのが現実ですね。

常岡 9条の英訳を見せて、「日本ではこの条文はすべての戦争を放棄しているという解釈をする人と、自衛戦争は放棄されておらず、放棄されているのは侵略戦争だけだと考えている人がいるけれども、あなたがたはこれを読んでどう思いますか」と問いかけました。この質問に対して誰一人として、「自衛戦争はできると読める」と答えた人はいませんでした。そこで、次に「9条が一切の戦争を放棄しているとするならば、あなたがたはこの条文についてどう思いますか」と尋ねてみました。そうしましたら、1人だけ「この憲法は、too optimistic だ」と言った学生がいました。けれども、他の学生から、「9条は、日本が戦後平和な国になったことを内外に示すシンボルだから日本国民はサポートすべきである」とか「日本は軍

事的に国際社会で、役割を果たそうとするのではなく、平和のモデル国になってほしい」という声が続々とあがりました。私はアメリカに滞在している間アメリカの新聞と日本の新聞も、一日遅れですけど、両方見ていたのですが、「アメリカでの日本批判がずいぶん日本では大げさに報道されているな」という印象を受けました。日本の新聞は、あたかもアメリカは一枚岩になって自衛隊を派遣しなかった日本を批判しているかのような、さらには世界中が日本を批判しているかのような報道になっていました。アメリカの中で日本に対する批判があったのは確かですが、その批判というのは、「日本には軍隊があって自分の国を守るのに、なぜ困っている他の国の国民を助けることができないのか」というものだったのです。従って、あれこれ説明しなくても、9条そのものを読んでもらえば、自衛隊という軍隊の存在それ自体がそもそも違憲なのだ、そうであるなら違憲の自衛隊を外に出すことは、…。

高原 ますます。

常岡 はい、ますます違憲だということがいっぺんにわかってもらえたわけです。

高原 まずは法治国家だということから知ってもらって、憲法がこうなっているんだと。

常岡 ところが、日本政府は故意に9条そのものをアメリカ政府に見せていなかったのではないのでしょうか。先ほども申しましたように、アメリカの中には、確かに自衛隊を出さないことに対する批判もありましたが、それだけではありませんでした。「ドイツや日本は過去の戦争を反省した上でいまの憲法をもっているのに、その憲法を破るような形で、日本とドイツに圧力をかけて、同盟軍に加わらせるようなことをしてはならない」という意見も新聞には載っていました。また他の国、例えばフランスのル・モンドなどは、「日本は国際社会の舞台に登場は、しそこなった」という記事を載せたりしていたのです。それを見ると

日本人は「湾岸戦争の時に自衛隊を派遣しなかったからそれを批判しているのかな」と思ってしまおう。

高原 軍事力を提供すべきだったのにしなかった、と批判されているのに違いない、と解釈しちゃうけれども…

常岡 実はそれは違って、全く反対のことを言っていたのです。日本は自国の憲法に忠実に行動すべきであったのに130億ドルもの高額の資金援助をしたことに対して批判しているわけです。日本は自国の憲法に忠実に行動していたならば、短期的にはアメリカを怒らせたことになったかもしれないが、長期的に見れば信頼を勝ち得ることになったであろうという内容だったのです。それなのに、日本の新聞を読むと、あたかも世界中が日本に対して…。

高原 自衛隊を出せ出せといっているかのように報じる。

常岡 はい、そうなのです。日本の新聞は、自衛隊を出さなかったことで日本が世界から批判されているというような書き方をしていました。それは現実ではなかったということです。

高原 湾岸戦争、91年の1月ですよ。

常岡 はい、そうですね。

高原 冷戦終結宣言の翌90年8月にフセインがクウェートに入って、もうあの頃から議論がおかしくなっているので、そのおかしさを一つ一つ、検証し直すことが重要かと思っています。憲法が国際関係に関わる、その関わり方の問題ですね。

湾岸戦争はアメリカにとっても転機でした。軍事力をあまり使わないようにという「ベトナム症候群」と言われたある種の抑制の利いている状態が、ここでふっとんだわけです。既にグレナダやパナマ侵攻の頃からですが、現場からの報道を規制する、そして正義の実現のために軍事力がいかに有効かを見せつけるような映像を軍の側から提供する。軍に対して抱かれていた不信が一気に解

消したように思われた。それはもう、ヤッターっという感じでアメリカの軍の人たちは喜んだわけですが、まさにそのときに日本では、いま言われたような情報操作が起こっていて、そしてまことしやかにそのまま語り継がれているわけです。確かに悔しい思いをした外交官も若干いたかもしれないけど、それは、一部の話であって、いま言われた130億ドルは、実は感謝されたのです、あのとき軍事力を行使すべきだという立場の諸国から。それは一つの重要な貢献の仕方でした。それからあのときの戦争の始まり方というのはやっぱりおかしかったですね。当時ソ連が仲介に入っていて、まだ外交手段による解決が模索されていたときだったんです。ですので、あの時いわゆる多国籍軍に同調するのが日本にとってベストだったのかどうかというル・モンドの問いかけは非常に重要なものだと思います。

常岡 おっしゃるとおりです。

高原 僕がいまの外務省に対して残念に思うのは、平和憲法についてほとんど自分から紹介しないわけですよ。外務省のウェブサイトを見ますとね、憲法9条って一言も出てこない。これは国際政治を研究している立場から見ると、理解できない。やっぱりいまある憲法なり、それから憲法に基づいてとっている軍事態勢について、なぜ言及しないのか。軍事力は若干あるわけですよ、いまは。憲法が禁じる「戦力」であるかどうかはさておいて、かなりあるわけです、再軍備して自衛隊ができちゃっていますから、既成事実としてはある。しかし、これに専守防衛という相当な自制がかかってきたというのも、また事実です。そしていま言われたように、その点を諸国で評価する向きもあるわけです。その現実を知ってもらいと、なるほど、ということで、それをキープしてほしいという反応も返ってくる。これは、外交的には資産なわけです。大変な資産なのに、それを全然使おうとしていないという、非常に不思議な

戦後外交があると思うんですよ。憲法研究者の観点から言って、どうでしょうか。

常岡 おかしな話だと思います。実は湾岸戦争後、ハーバード大学のケネディースクールで、「日本はどのように国際貢献すべきか」ということをテーマにパネルディスカッションが開かれました。そこにはアメリカ側の代表と日本側の代表がそれぞれ出て来ました。日本側代表の顔ぶれを見ると、自民党の議員だったりするんですね。アメリカ側から「なぜ日本はアメリカが要請したにも拘わらず、自衛隊を送れなかったのか」と問われますと「憲法の制約上できなかった」と答えます。そこでアメリカ側から「それは変な憲法ですね」とう反応が返ってくる。そうすると、まさに「待っていました」と言わんばかりなのですね。「変な憲法でしょう？だから変えなくてはいけませんよ」という方向に話を持っていくわけですよ。

高原 世論についても、国民はちっとも国際情勢を理解してくれていない、一国平和主義だ、みたいな言い方になる。それは本当に不幸なやりとりで。ちょっと時代はおりますけれども、例えばイラクがああいうことになってしまった。2003年にイラク攻撃があつて、これは国際法的にとんでもないことだったわけです。その後イラクの再建のために日本が貢献しなくちゃいけない、当時の日本政府は攻撃を支持しましたから、いまもある意味で責任があると思いますが、イラク国家を再建するその時に、新しく作る憲法に、9条みたいな条項を入れてはどうかとアドバイスしてもよかったですでしょう。

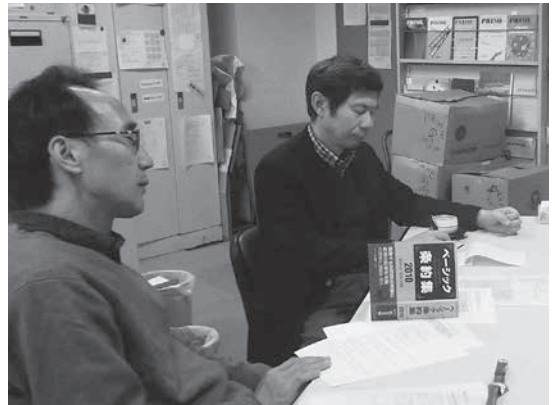
常岡 9条に関しては本当にそれがどういうものなのかということがわかると、自分の国の憲法にも9条のような条文を入れたいという声がいろんな国からあがってきているんです。でも日本では9条があることが恥ずかしいといったような形でしかとらえられない。

高原 そういう言説ばかりが吹聴され、それに流されてしまう。だから、もう少し別の形の言論を作る必要がある。もっと平和研究の立場から発信をしていかないといけないということでしょうか。

常岡 なかなか難しい課題ですね。ただ一つ言えることは、世界一の軍事大国のアメリカでも、9条のような憲法を持つべきだという市民運動が起きています。私自身の経験でも、ボストンにいたとき、国家安全保障法のゼミに参加させてもらったのですが、ある日のこと、ゼミが終わった後にそのゼミの教授と一緒に、廊下を歩いていました。そのとき、その教授に「日本ではアメリカで起きているような問題は余りないでしょう？」と聞かれました。私が「そうですね、日本では、9条があるので、軍事行動に伴う様々な人権侵害のような問題はアメリカほどたくさんは出てきてはいません」という話をしましたら、その教授が、「国民にとっては9条のような条文をもつことが大事なのだ」とはっきりと言っていました。

高原 そうアメリカの憲法の先生がおっしゃいましたか。この辺は孫先生の研究領域にも関わってくるかもしれませんが、ぼく自身の経験を話しますと、ユーゴスラビアの内戦があって、30万もの人が犠牲になった、その最中の93年に私がアメリカで9条の話をしたとき、話の後で質問やコメントを言いこられた中に旧ユーゴの出身の方がいて、一体どうやってそういう憲法を手にしたんだと聞くのです。それで、こちらとしては、侵略戦争の歴史があって、ある意味で敗戦国として押し付けられた面もある、武装解除させられたという面がありますけども、なによりも国民が戦争を反省し、選びとったのですと、辛い、悲惨な戦争体験を経ての選択だったのです、という話をしましたら、その方が泣かれてましたね。いま思い出しても、こちらも涙が出てくるんですけども。

孫 自国の運命に重ね合わせたんですね。



孫所員（左）、高原所員（右）

高原 ええ、女性の経済学者の方でしたが、旦那がセルビアで自分がクロアチアで、どうして内戦になってしまったのかとボロボロ泣かれてね。自分たちの国ではいま、殺し合いが続いているけれども、戦争が終わったらしっかり反省をして、こういう憲法をなんとか持ちたいものだとおっしゃったんですね。忘れられない体験です。

孫 さきほど高原先生は外交資産という言葉を使いましたが、私なりに言わせると、9条のことを「愛国心」で捉えることもできるのではないかと。近年の日本社会では、「愛国心」や「誇り」などの言葉が非常に流行っていますよね。1945年以降の日本は他の国と戦争をしたことがない。アメリカをはじめ、安保理常任理事国のどの国も一度は戦争をしています。これだけ長い間、不戦の実績を作ってきた。このことをもっと誇りに思っているのではないかと思います。なぜこれが可能だったのかを考えると、やっぱり戦後の日本国憲法、特に憲法9条の規範力は非常に働いているのではないかと思います。加えて不戦の意識が国民の中で浸透している。この不戦の実績は、もうそろそろ70年経つでしょ。

高原 2015年ですね。

孫 「愛国心」や「日本の誇り」、「日本を取り戻す」などよく聞こえてきますが、戦後60数年間、

憲法のおかげで不戦の日本を保ってきたということをもっと大事にし、世界にも訴えればよいのではないかと思います。中国に里帰りの時、日本製の電池などお土産として時々頼まれたりします。色々なお土産品、車、家電など「日本製」のものに対する「安心」、「信頼」はいまでも中国では大変強い。このようなモノづくりだけではなく、「平和憲法・憲法9条はあるから、日本は絶対戦争に走らない、大丈夫だ」、平和、安全という意味での Made in Japan の魅力を国際社会にもっと提示していただきたいんです。

高原 とくに紛争地域の人が、そうした見方をしてくれるようですね、中東とか。

孫 戦争せずに、軍備拡大もせずにここまで発展できるんだよ、と日本は誇りを持って訴えればよい。これこそ大きな外交資産ではないかと思います。

常岡 いわゆる大国と言われる国がこれほど長期にわたって、戦争してこなかったということは本当に珍しいことですね。

高原 こちらから変に宣伝すると、嫌らしくなるかもしれないけれど、少なくともそれをふまえるべきだと思います。どうして自分たちが受け入れられているか、受け入れてもらえているかというところ、この国は軍事的に出て行かないという信頼があるから。それをもっと認識すべきです。いまの政権は、そこを全く壊そうとしていますからね、無自覚だとしたら恐ろしいことですね。

歴史の風雪に耐えた9条

孫 憲法をめぐる一連の動きに対する常岡先生のご感想から話が始まり、すでに色々な具体的イシューに及んできていますが、ここで、憲法を考える時の「原点」のようなところに一度立ち帰ろうと思います。近年の憲法改正を求める人々の意見が二通り整理できるのではないかと思います。

一つは、自民党などの保守勢力が昔から日本国憲法は占領軍の下でGHQによって押し付けられたもので、自主的に憲法を作るんだと、いわゆる「押し付け憲法論」です。ところが、近年、北朝鮮のミサイル開発や核実験、更に中国の軍拡、いわば日本の周りに起きている現実的な脅威に対して、日本は備えないといけないんだ、そのために現行の憲法を変えないと駄目だと。こういう意見も随分増えてきたように見受けられます。日本が抱える現実的脅威は果たしてどのようなものなのか、これは当然冷静に議論することが必要ですが、まず、従来からのいわゆる「押し付け憲法論」について先生はどのように理解しているのか、お考えを伺いたいんです。

常岡 「押し付け憲法論」は、これまで憲法改正論が出てくるたびに、改正推進派の方から出てきた議論です。私は日本国憲法が押し付けられた憲法であるのかどうかということについては、誰に押し付けられたのかという観点から2つに分けて論じなくてはいけないと思っています。一つは国民に対して押し付けられた憲法なのかということ、もう一つは公権力の担当者に対して押し付けられた憲法なのかということ、この2つを分けて考えないといけないと思います。当時政権を握っていた人たちにとっては、国体つまり天皇中心とする国のあり方の護持が敗戦を受け入れるための第一条件でしたから、松本草案という明治憲法を僅かに手直ししただけの憲法草案しかつくることができませんでした。かたや当時民間の憲法草案とか他の政党の憲法草案も作られましたが、松本草案はそうした草案とくらべても、最も保守的な内容のものでした。松本草案が拒否され、GHQ草案が日本政府に手渡されたのは1946年2月13日のことでした。その際GHQの側から何か脅迫めいたことを言われたということはありませんでした。しかし、日本政府は、予想外の事態にショックを受け、2月23日まで抵抗をするのですが、

GHQから当時の国際社会における日本の立場について説明を受け、最終的にはGHQ草案を受け入れざるを得ませんでした。日本政府にとっては、本心では引き受けたくなかったものを嫌々引き受けざるを得なかったという意味で、確かに押し付けられた憲法と言えるかもしれません。GHQにとっては、日本政府があくまでも天皇主権を残したいということになりますと、GHQが望んでいた、天皇を利用した日本統治ができなくなるおそれがありました。当時連合国の中には、天皇の戦争責任を追究しなくてはいけないとか、天皇制を廃棄させなくてはいけないといった議論がありました。マッカーサは、日本人の頭のなかに染みこんだ天皇崇拜の気持ちを利用して、GHQの占領統治を上手く進めたかったのです。そういった国際社会の実態を説明されることによって、嫌々受け入れたというのが、日本政府にとってのGHQ草案だったわけです。しかしながら、国民にとって果たして押し付けられたのかということについては、これとは別に議論しなくてはいけないと思います。私は、国民にとっては決して押し付けられたものではないと思います。これには3つほど理由が上げられると思います。第一に、民間の憲法草案の中に憲法研究会案というものがありました。これは1945年の12月に発表されたものです。GHQは当初日本側に憲法改正をさせようとしていました。それは、その国の憲法というものは、その国の国民の手によって作る必要があると考えていたからだと思います。おそらくGHQが考えていたことは、日本国民の意思を汲み取った憲法改正草案が日本政府から出てくるだろうと思っていたのではないかと思います。しかしながら現実はそのようではありませんでした。GHQ側は日本政府に改正の作業を任せながら、他方で日本国民の中から出てくる憲法草案に逐一目を通していました。その中に憲法研究会案がありました。1946年の1月11日付けのGHQのメモ

が残っているのですが、憲法研究会案について、“Democratic and Acceptable”と非常に高い評価をしています。これは何を意味しているかと言いますと、日本政府は、国民が作った憲法草案を、完全に無視したわけですが、しかしながら日本国民から出てきた憲法草案がGHQによって評価されてGHQ草案に取り込まれ、それが最終的に日本国憲法になっていったということです。第二に、日本国憲法の中に第9条を条文化したのが、マッカーサーの発案によるものなのかそれとも、当時の首相の幣原喜重郎によるものなのかという議論がありますが、そこのところはまだ証明されていません。おそらく合作なのではないかという議論もあります。ただ、戦争放棄を世界に向けて公表したいと言い出したのは、幣原の方であったということが記録に残っています。これは1946年1月24日のことですが、この日、幣原が病気になった時にマッカーサーから薬が届けられ、回復しましたということでお礼に行きました。そのときに幣原から世界に向けて日本は今後戦争をしないと公表したいとの提案がなされ、それに対してマッカーサーがすぐさま賛意を表したということです。第三に、1946年の5月27日、ちょうど枢密院で憲法草案が審議されているときに、毎日新聞が世論調査の結果を発表しました。「憲法草案に全体的に賛成ですか反対ですか」という質問に対しては、賛成が85%で反対は13%でした。

孫 すごいですね。

常岡 はい。それから戦争放棄が必要かどうかということも質問しています。当時日本政府は、9条を一切の戦争を放棄したものと帝国議会の中で説明していましたし、国民も9条をそのようなものとして受け止めた上での賛成か反対かということになるわけですが、必要と言っていたのが70%、不必要と言ったのが28%です。圧倒的な賛成、支持ですね。先程高原先生がおっしゃったように、国民がまさに日本国憲法を選びとったとい

えると思います。そういった意味では、日本国憲法は決して日本国民にとって押し付けられたものではなかったと結論付けることができるのではないかと思います。

孫 公権力者に対する押し付けなのか、それとも国民に対する押し付けなのか、現行憲法の日本での受け入れを考える時、この分け方はとてもすっきりするような気がします。現行の憲法ができた時、非常に古い憲法観や国家観を持っている権力者達は憲法に苦々しい気持ちを抱いたのですね。対して、戦争で大変大きな犠牲を払った国民は新憲法を歓迎し、受け入れたんですね。

実は、憲法改正に関連して、もう一点先生に伺いたいんです。党派的にいうと、昔から自民党は憲法改正、共産党や社民党などは憲法改正反対だと。諸外国に比べると、アメリカやヨーロッパなど、主要先進国は多かれ少なかれ、憲法改正をしたことがあるが、日本国憲法は発効してから修正されたことがない。国の基本法ですので、ちょこちょこ変えるのは当然宜しくないでしょうが、時代に合わせて必要があれば改正するというのもある意味当然かな、とも思います。つまり、憲法改正は本来、タブーであるべきではないと思います。護憲の人達は、改正反対だけでは、国民の理解も得にくいのでは、とも思います。現行憲法の大事な価値を守るためにも、敢えて憲法改正自体をタブー視しない方がいいのではないかと思います。先生のご意見を伺えればと思います。

常岡 その問題も重要だと思います。いま孫先生がおっしゃったように、改正自体はタブーではありません。と言うのは、日本国憲法自体が96条で憲法改正の процедуру定めています。そのことは、憲法改正はまさにタブーじゃなくて、変えていいのだということですね。ただし、96条の procedureを踏みさえすればどんな改正でもOKなのかといったら、やはりそれは違うということになります。憲法の基本理念、日本国憲法で言えば基本的人権の

保障、平和主義と国民主権ですが、これらを損なうような改正は、もはや改正という名では呼べないというのが、憲法学者の考えです。つまり憲法改正してもいいけれども、その改正には限界があるということです。

高原 一言補えば、丸山真男が60年代に言っていたことですが、孫先生も常岡先生もおっしゃったように、改正論議自体はタブーではないわけです。帝国憲法が「不磨の大典」とされたのとは違います。でも政治学者が改正の議論を見ると、中心にあるのは常に反動的な改正論であって、そして9条がターゲットです、常にね。もう一つのターゲットが基本的人権。要するに現実政治においては、それらが気に入らない人たちが常に改正を言っているので、その実体を見たら、改正には反対だということにならざるをえないのです。

世論調査で、ふわっと改正はいいことかみたいにと聞くと、それはいま言われたように、理論的には改正は可能なのだから、しかも47年に発効して以来、70年近く変わってないんだから、もう変えてもいいんじゃないというふうに、回答してしまう。だから、具体的な改正内容を聞かないで、改正に反対か賛成か質問をすること自体が、おかしい訳です。

孫 世論調査やアンケートのやり方によって大きな違いがあるんですね。今後、憲法についてやはり何を変えるのか、また何のために変えるのか、そこまで意識して、意見を言わなくてはいけないんですね。

常岡 現に昨年4月に発表された自民党の憲法改正草案によりますと、日本国憲法前文の国民主権を「人類普遍の原理」とした部分が削られています。第9条に関しては先程議論がありましたように、国防軍を正式に持って個別的・集団的自衛権を行使できるようになっています。そして基本的人権についてですが、これはどのような人でも生まれながらに持っている権利ですから、それに加えて

いい制約というのは、いわゆる内政的制約だけです。内政的制約というのは、人権と人権とがぶつかった時に、そのぶつかりを調整するための必要最小限度の制約です。日本国憲法の中では憲法12条と13条の、「公共の福祉」がそれに当たります。ところが、自民党の改正草案によると、「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない」とされています。これでは、どのようなことでも政府の側が、「これが公益だ」とか、「これが公の秩序だ」とか言えば、権利がいくらでも制限できる。そうすると、そこで保障されている権利はもはや基本的人権ではありません。明治憲法で定められていた権利には法律の留保がついていて、法律によりさえすればいくらでも制約できる権利でした。しかし、自民党の憲法改正草案は、もしかしたら、それよりももっともひどいかもしれないですね。法律の留保というものは、法律によりさえすればいくらでも制約できるという考え方ですが、それを裏返してみれば、法律によらなくて制限できないということです。でも自民党の改憲案を見ますと人権の制約に、国会が関与しなくてはならないとは書いていないんですね。ですから行政府の独断でいくらでも人権は制約できると読めてしまう。そうした意味では、自民党の憲法改正草案では、日本国憲法の基本原則が、いずれも改正とは呼べないほどまでに変質させられていると言っていると思います。

孫 改正ではなく、別の憲法を作るようなものになっていますね。

高原 そうですね。かつ、日本だけの問題ではなく、他の国々も関わってくるような問題だという視点も必要ですね。たとえばいまの行政権がどんどん強大化していくというようなことなどは、各国が共通に抱える問題なわけです。そうした視野の中で、ご指摘のような先祖返りの改憲を日本国民がどうとらえるのか、その議論が求められて

います。象徴的なのは常岡先生がおっしゃっている靖国参拝の「誤算」の問題です。いま、中国韓国が文句言うだろうというのは、予想の範囲だったのですね。なんだかフェイスブックでイイね！を押す人たちを予想していたみたいですけども。ところが、直ちにアメリカから抗議に近い反応がありました。アメリカだけじゃなくて、EUからも来ましたね。

常岡 ロシアからも来てましたね。

孫 国連からも。

高原 なんでそうした反応が来るのか、安倍さんとその周辺の人たちは、よく理解すべきです。いまの靖国の遊就館に行くと、先の戦争について、自分たちは正当な戦争をやった、あれは自衛の戦争、植民地解放の戦いだったという言説でつらぬかれている。まさに戦時中に政府はそういうことを言い立てていて、それを信じた国民もいたかもしれないが、実態としては虚偽だったということは、残念ながら否定できない事実です。それを直視できずにいる特異な場所が靖国です。ですから、そこに行くということは、あの戦争を手前勝手に正当化する行為に見られてしまう。戦争の反省からスタートした戦後日本、あるいは元々戦勝国が作った国連や戦後世界秩序を、根底から否定するような歴史観を自分たちは支持していると受け取られてしまう。そこも抑えておかないといけません。

常岡 おっしゃるとおりだと思います。最近「戦後は終わった」と言う人たちがいます。しかし「戦後を終わったことにしてはいけない」と、私は思います。戦後はとうの昔に終わって、もう過去のことはいいから未来志向でいこうということを言ったりする人たちがいますが、未来志向というのはその前提として過去に対する反省と謝罪がなくしてあり得ません。それがなくては未来へは踏み出せないわけですね。それをなかったことにして、未来志向というのは非常に無責任である

し、国際社会からはおおよそ認められない言説だと私は思います。確かに戦前戦中世代の人たちは高齢化して、戦争を経験した人たちが少なくなっているかもしれないけれども、それはちゃんと後の世代に伝えていく義務があると思います。それなのに、日本の場合は、むしろ教科書検定などで、日本の侵略の歴史を覆い隠して、過去の事実を学ばせないということをしていますね。「暗すぎる」とか、おかしな言いがかりをつけて検定に合格させないなどということをしています。このような姿を見ると、「本当に大丈夫なんだろうか、この国は」と思ってしまう。

高原 長期的な影響のある教育の現場で起きていることと連動しているという怖い側面がありますよね。いま「先祖返り」と言ってきましたけれども、自分たちだけが帰依している信仰のようなものなんですね。かつてこれを国際問題研究所の英文の論文が「カルト」と表現したところ、ある新聞から非難を受けて、それを書いた人が辞任せざるを得なかったという事件がありましたけれども、信仰と言って悪ければ、ご自分の信条ですね、安倍さんの信条でこれをやってる、まさしくね。政治学の授業で習うことですが、マックス・ウェーバーが責任倫理と心情（信条）倫理、この2つは相容れないものだと指摘していて、それがわからない者は政治をやってはいけなとまで述べている。政治の世界では責任倫理で、つまり自分のおこないによってどういう結果が生じるか、それを常に考えて、行動から生じる結果に対して責任を負っていく。他方、それに対立するのが信条倫理で、自分の信条を優先して、それに忠実に生きる、それでもって大変な結果がおきようと、それは二次的なこと。まさに安倍さんは、信条倫理で動いているように見える。信条を同じくする人たちは拍手するかもしれないけれども、結果はさあどうなるかということですね。

常岡 そうですね。

高原 いや恐ろしい。

世界が安心できる自衛隊の改組を

孫 さきほど、憲法改正を求めるもう一つの意見は北朝鮮や中国の現実的な脅威を挙げていると申しましたが、この問題について、憲法の観点から常岡先生、国際政治学の観点から、是非高原先生に教えていただきたいんです。

まず、憲法との絡みで常岡先生にお聞きします。近年、いわゆるこのような現実的脅威を強調して、自衛隊を強化するような動きが加速化している印象を受けます。これまで、自衛隊の存在自体が憲法違反だという裁判があったりして、授業では学生に最高裁の判例について討論を行ったりしていますが、日本の最高裁でもきちんと判断をせず、統治行為論で逃げているのではないかと学生達が生徒を抱く。確か、統治行為論は憲法学研究者の中では評判が良くないですよ。長い間、自衛隊と憲法との関係は大変曖昧のままにしてきたのではないかと思っていますが、関西大震災の時、自衛隊ははじめて震災救援に乗り出したよね。そのあたりから最近の東北大震災まで自衛隊は徐々に震災救援に出動するようになったのではないかと理解しています。世論を見る限り、このような自衛隊の活動の拡大は国民に受け入れられているように思います。もう一つは、自衛隊の海外派遣です。90年代のカンボジアPKO参加について大きな議論にはなったが、その後、自衛隊の海外派兵はどんどん行われるようになった。日本という国は、一旦始まったら無抵抗の感じですね。

常岡 歯止めが効かないですよ。

孫 憲法上の位置づけが必ずしもはっきりしない中、国内的には震災救援、国際的には国連のPKO活動といった形で自衛隊の活動が拡大され、それが国民に徐々に受け入れられているようにも

見受けます。もし、これが本当ならば、今後の憲法改正論議の中で、曖昧な自衛隊ではなく、もっときちんとした国防軍を、という主張も受け入れられるのでは、と考えられないことでもないと思いますが。常岡先生にお聞きしたいのは、今後、憲法9条を考える時、自衛隊のありかたや位置づけをどのように捉えればよいのでしょうか。

常岡 震災の時にいろいろなボランティアの方が救援活動していたわけですが、NHKなどを見ていますと、ことさらに自衛隊の活動を取り上げて放送していたのが気になりました。そうしたことを通して、おそらく国民の中では、「自衛隊というものは有り難いものだ」という意識が植え付けられていくのだと思います。実際、自衛隊に対する国民の評価は世論調査の結果によると、「自衛隊が存在する目的はなんだと思いますか」という問いに対しては、災害派遣、災害の時の緊急活動や緊急の患者移送などを挙げた人の割合が最も高く、75.3%、国の安全の確保、外敵からの侵入、侵略の防止がそれよりも少なく、69.6%と続いているわけです。それから「自衛隊は今後どのような面に力を入れていったら良いと思いますか」という質問に対しては、災害派遣を挙げた人の割合が67.1%と一番高いのです。災害の時に救助してくれるところに存在意義があるとするれば、これは軍隊である必要はないと私は思うのです。よく言われることは、軍隊でなければ、自己完結的な活動はできないということです。軍隊だからPKOにも利用できるし、災害があるときにも利用できるということです。しかし軍隊の定義は、敵の殺傷・破壊を目的とする人的物的組織力ですね。自衛隊はまさにそれに当てはまります。しかし、国民が期待しているところは実はそこにあるのではなく、災害救助の時に助けてほしいということです。そうであればむしろ自衛隊を、災害緊急援助隊のような組織に改組したほうが良いのではないのでしょうか。自衛隊が軍隊であ

るなら、これは明確に憲法9条2項に反しているわけですから、災害が起きたら世界中どこへでも飛んで行って、救助活動に携わると、そうした活動をするのが、むしろ憲法に添うことですし、世界の日本に対する評価も上がる、そういった意味では「国際社会において、名誉ある地位」を占めることになるのではないかと思います。

孫 いまの話は非常におもしろい。先生がデータで示したように、国民には受け入れられ、実際に活動すれば貢献できるような災害救助や平和維持など、要するに平和的思考をベースにした組織に自衛隊を変えていくということが考えられますよね。その方がむしろ世界により発信することができるのです。

高原 70年安保の時、自衛隊をどうすべきかという議論があった時に、災害救助隊と沿岸警備隊に改組するべきだということのある政党が言っていました。「平和と福祉の党」です。(笑) 僕はその方向性は正しいと思います。軍隊は破壊の訓練をやるわけですね。敵を想定して、それを破壊する。だけれども、そもそも論になりますが、警察というのはそうじゃないんですね。武器は保持しますが、捕獲等に使うための最小限のものであって、武力行使の訓練の仕方も変わってくるはずなのです。世界が求めている武力というのはむしろ警察力の方で、例えばいま、中央アフリカで大変なことになっているとか、南スーダンで混乱が起きている時に、とにかく事態をpacifyする、そのための訓練は相手を殲滅するための訓練と違うはずですよ。いま常岡先生がおっしゃったように災害救助に加えて、もうひとつは警察、PKOの訓練を自衛隊でおこなうようなになれば。

常岡 そこで参考になるのが北歐四国ですね。あそこではPKOのために派遣する訓練を、軍隊とは別個にしているのです。だから当然武器の使い方も軍隊とは全く違う訓練を受けているということですね。

高原 4カ国が協力・分担して訓練をおこなっているようですね。本当はそういうのを例えば韓国や中国と一緒にできたら素晴らしいのですが。共同で災害救助、そして peacekeeping のための訓練をやる。

孫 そうするのは日中韓でもお互いに協力の意志があれば、出来るでしょ。

高原 協力してできるはず。積極的に提案する。

常岡 さきほど高原先生がおっしゃったことの中で本当に重要だと思うのは、軍隊と警察を分けて考えなくてはいけないということですね。どちらも武力行使はしますけれども、軍隊は敵の殺傷破壊を目的とする武力行使です。それに対して警察というのは相手を殺してはいけないのです。公正な裁判にかけるために、身柄を拘束しないといけないわけです。当然生きてそのまま捕獲しなければいけません。だから軍隊と警察は全く違う論理で動きますし、だからそこで必要とされる武器の実力の程度も違って来るわけです。

高原 そこら辺を mix up してしまうのが合衆国であるわけですが。

常岡 そうですね、世界の警察官と言っていますから。

高原 殺しちゃうんですよ、オサマ・ビン・ラディンとか。あれはどんなものでしょうか。さっき孫先生もおっしゃったように、自衛隊は戦闘行為で外国人を殺していないというのは、事実です。ところが、戦闘行為ではないけれども、外国の人を死に至らしめてしまった事件がありました。海上保安庁がいわゆる不審船を追跡して、威嚇射撃と言いつつも、かなり船体に当てて、最後はこちらも銃撃を受ける事態になったようで、相手は自沈してしまったということが。これも記憶に残すべきだと思います。

孫 予定の時間がなくなってきました。聞きたいことが山ほどありますが、平和主義についても一度触れたい。きょうの話で平和主義というものは

日本国憲法にとってどれだけ大きな柱なのかよく分かりました。ところが、最近、安倍総理など日本政府は「積極的平和主義」を頻繁に使うようになった。憲法9条の改正、集団的自衛権の容認など従来、まさに憲法の平和主義に相反するようなことを平和主義で語られるのを見てみると、これは「平和主義の乗っ取り」ではないかという気持ちになります。今後、憲法を考える時、平和主義をどのように理解すれば良いのか、常岡先生のご意見を伺えれば、と思います。

常岡 まず9条とか日本国憲法の平和主義は、そもそも一体どのような平和主義なのかということから始めないといけないと思います。日本国憲法の平和主義と言うと、イコール9条という風にすぐ結びついてしまいがちですが、私は9条を正しく理解するためには憲法の前文と一緒に見なくてはならないと思います。9条は、戦争してはいけない、軍隊を持つてはいけない、交戦権は否認するという具合に、不作為を公権力の担当者に命じているわけです。それに対して、憲法の前文で注目したい箇所があります。前文の第一段落目に、日本国民はなぜこの憲法を制定するのかということが書いてあります。「日本国民は、…政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し…この憲法を確定する」とあるところです。そして第二段落目の最後の文章ですが、そこには、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と書かれています。ここに表れている戦争というものに対する認識は、まず戦争を起こすのは政府であり、それに対して、戦争の惨禍を被るのは国民なのだという認識ですね。もう一つは、公権力の担当者は、全世界の国民が平和のうちに生存することを侵害することがあるのだという認識です。だからそれを侵害させないように平和のうちに生きる権利を保障しているのです。これは例えば表現

の自由などと同じですね。公権力の担当者が、私たちの表現活動に対して、制約を加えてくるようなことがなければ、わざわざ表現の自由を保障する必要はないわけですが、表現の自由が保障されているということは、公権力の担当者たちが国民の表現活動に対して、様々な制約を加えてきた、そうした歴史を踏まえているわけです。ここで私が注目したいのは、日本国憲法は近代立憲主義の憲法の正統な流れを汲む憲法の一つなのですが、日本国憲法は他の近代立憲主義の憲法より徹底した立憲主義を採用しているということです。18世紀の末に欧米で誕生した近代立憲主義の憲法の根底にある考え方は、国家は常に国民のためにいいことをするわけではないという認識です。すなわち国家と国民は緊張関係にあるものとして捉えなくてはならないということです。国民が安易に国家を信頼してはいけないということです。しかし日本国憲法以外の近代立憲主義の憲法の考え方では、そのように国家と国民を緊張関係にあるものとして捉えなくてはいけないのは、平時のみです。日本国憲法以外の戦争放棄の規定を持っている憲法はいくつかありますけれども、それはいずれも侵略戦争のみ放棄しています。日本国憲法のように一切の戦争を放棄している憲法は他にはありません。したがって、日本国憲法は、西欧から近代立憲主義の考え方を取り入れたけれども、それは平時のみではなくて、戦争とか軍隊の問題についても徹底して国家と国民を緊張関係にあるものとして捉え直したと言えると思います。日本国憲法以外の近代立憲主義の憲法の戦争放棄があくまでも侵略戦争のみの放棄としたのは、国家が軍事力を用いて国民を守ることができるし、また守るべきだという考え方に立っているからです。それに対して日本国憲法は、国家は軍事力によっては国民を守ることができないという認識に立っていると思います。先ほどお読みしたところに「戦争の惨禍」という言葉がありました。ここで

言っている「戦争の惨禍」には二つの意味があると考えられます。一つは日本人が被害者となった戦争の惨禍という意味です。広島・長崎の被爆や沖縄の地上戦などを頂点とした日本人の被った戦争の惨禍の経験です。もう一つは、日本が近隣諸国に被らせてしまった戦争の惨禍です。南京虐殺や従軍慰安婦の問題がこれに含まれます。この二重の惨禍をなくすために日本国憲法では、全世界の国民が平和のうちに生存する権利を有すると書いてあるわけです。平和的生存権は日本国民だけに保障されるとは書いてありません。全世界の国民に保障されると書いてあります。平和的生存権を全世界の国民に保障するということが、それが目的であって、第9条にはそのための最低限の手段です。これが日本国憲法の平和主義の一つの側面です。それからもうひとつの側面があることも見落とされてはならないと思います。先程お読みした、前文の第二段落の最後の文章に平和とは何かという日本国憲法の平和の定義が述べられています。恐怖と欠乏から免かれている状態が平和だということですね。何が一番の恐怖と欠乏かと思ったら、それはもちろん戦争ですね。戦争によって、自分や家族、友人の生命が奪われたり、負傷して障害者となったり、財産をなくしたり、住むところをなくして放浪しなくてはならなくなるということ、それが一番の恐怖と欠乏でしょう。しかし、



日本国憲法が言っている恐怖と欠乏は、単に戦争がない状態だけではなく、もっと広い意味があると思われまゝ。恐怖と欠乏とは、人権侵害、差別、飢餓、貧困、更には環境破壊などですね。構造的暴力と言い換えてもよいでしょう。そして、そうした恐怖と欠乏から免れていることが、日本国民だけでなく、全世界の国民に保障されるべきだと日本国憲法は言っているわけです。ですから、世界の中で構造的暴力のために苦しんでいる人がいるならば、積極的に非軍事的な手段で手を差し伸べるべきであると、法的義務はともかく少なくとも政治的義務が日本政府に課されているのだと思います。私はそうしたものがほんとうの意味での「積極的な平和主義」であると思います。安倍首相は戦闘行為を行うために積極的に、海外に出ていくことを「積極的平和主義」と呼んでいますが、「積極的平和主義」と言えば聞こえはいいのですが、これでは日本国憲法の平和主義の考え方とは相反していると言わざるを得ません。

高原 だから、ローマの平和、アメリカの平和。パックス・ロマーナ、パックス・アメリカーナ、そしてパックス・ジャポニカ？

孫 「積極的平和主義」の「平和」って、支配の意味でしょ。

高原 そうですね。秩序、支配。場合によっては殺戮。

常岡 そのとおりですね。

高原 最後に二十秒だけ。さっき孫先生がおっしゃっていた、「中国の脅威」という議論があるんですけども、まさにいまの安倍政権は中国の脅威を自分の方から作り出す方向に動いていて、極めて憂うべきです。

孫 きょうは憲法9条を中心にお話を伺いましたが、9月の非嫡出子の相続問題に関する最高裁の判決や衆参両院の選挙における一票の不平等をめぐる最高裁や各高裁の判決など、直接は9条とは関係ないんですけども、大変ホットな問題が沢山起きています。今後また機会を作って、教えていただきたいと思います。きょうはどうもありがとうございました。

高原 本当にまだまだお聞きしたい。きょうはありがとうございました。

常岡 ありがとうございました。